

令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のコミュニティの維持に向けて、被災した地域コミュニティ施設等の早期復旧を図るため、その施設の建替・修繕に対し、令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金（以下「補助金」という。）を支給するものとし、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）に定めるもののほか、その支給に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱の補助対象となる施設等は、次項各号に掲げる要件を全て満たすもので、地域のコミュニティを維持するために復旧が必要であると市長が認めるものとする。

2 前項に掲げる要件は以下のとおりとする。

- (1) 氷見市に存在し、土地に固定している工作物又は建築物であること。
- (2) 専ら地域の住民が利用していること。ただし、憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く。
- (3) 専ら地域の住民が交代で維持・管理していること。
- (4) 当該地域の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続すること。

(補助対象者)

第3条 補助金は、前条に規定する施設等を維持及び管理し、建替・修繕を行う自治会に対して交付することとする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱の補助対象になる事業は、第2条の補助対象施設及び当該施設の付属施設等の建替・修繕事業とする。

2 建替事業の範囲については、本体工事、付帯設備（電気・空調・衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費（土地購入費及び事務費を除く。）とし、修繕事業の範囲については、建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事並びに設計監理委託に要する経費（土地購入費及び事務費を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 建替・修繕事業に要した経費の2分の1以内の額を補助する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、1自治会あたり3,000千円を上限とする。

2 一施設に対して複数の自治会が建替・修繕事業を実施する場合は、その一施設あたりの補助金の額の上限を3,000千円とする。

3 令和6年能登半島地震により被害を受けた補助対象施設の建替・修繕事業に対して既に他の補助金や保険金等が交付されている施設、交付が予定されている施設及び交付対象であったが申請等を行っていない施設がある場合には、同対象施設に係る経費を第1項に規定の経費から控除する。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会の代表者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する申請を行う前に市長に相談するものとする。

2 市長は、前項の相談を受けたときは、個々の施設の利用状況、維持・管理状況、コミュニティ活動の活用状況等を確認し、申請に関する助言等を行うものとする。

(申請)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる書類を添えて令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象事業実施に要する経費に係る見積書（工事内訳が分かるもの）
- (4) 工事着手前の被災の状況がわかる写真
- (5) 位置図
- (6) その他、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、1自治会あたり1回を限度とする。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、補助金交付の対象とならないことを決定したときは、令和6年能登半島地震にかかる氷見市

地域コミュニティ施設等再建支援補助金審査結果通知（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査結果通知に、補助金交付の対象とならないことを決定した理由を記載しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金実績報告書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならないこととする。

- （1） 工事の実施を証する書類（契約書、請求書など）
- （2） 収支決算書（様式第3号）
- （3） 支払を証する書類の写し（領収書写し及び明細が確認できるもの）
- （4） 工事完了後の写真
- （5） その他、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、補助金の確定を行う。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、補助金の一部又は全部の減額を行うものとする。

- 2 交付確定の通知は、令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付確定通知書（様式第7号）（以下「交付確定通知書」という。）により、通知するものとする。
- 3 第1項の規定により、補助金の一部又は全部の減額を行った場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条第2項の規定の交付確定通知書を受けた補助金対象者は、補助金の請求をしようとするときは、令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金請求書（様式第8号）（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、請求書に氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金領収書写しの提出に関する誓約書（様式第9号）を添付することにより、補助金を請求することができる。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条に規定する請求書を受領し次第、交付するものとする。

(変更の申請)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援事業計画変更申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合又は前項の規定による報告を受けた場合は、令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付取消・変更通知書(様式第11号)により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援
補助金交付申請書

年 月 日

氷見市長 あて

申請者 所在地
自治会名
代表者（役職・氏名） (印)

下記「4 対象要件」を満たす施設であるものとして、令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業費 円
- 2 交付申請額 円
- 3 被害状況等
別添のとおり
- 4 対象要件
 - ・氷見市に存在し、土地に固定している工作物または建築物であること。
 - ・専ら地域の住民が利用していること。ただし、憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く。
 - ・専ら地域の住民が交代で維持管理していること。
 - ・地域の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用すること。
- 5 その他の添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 補助対象事業実施に要する経費に係る見積書（工事内訳が分かるもの）
 - (4) 工事着手前の被災の状況がわかる写真
 - (5) 位置図
 - (6) その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

年 月 日

1 申請者

自治会名	
代表者	(役職・氏名) (所在地) (電話)

2 建替・修繕を必要とする施設の内容

施設の名称・所在地	対象費用（円）	補助金の額（千円）
(名称1) (所在地)		
(名称2) (所在地)		
(名称3) (所在地)		

事業計画に係る施設の明細

1 再建の内容 (名称 :)

		再建後	再建前
土地	所有者		
	面積 (㎡)		
建物	所有者		
	構造		
	延床面積 (㎡)		

2 被災箇所、被災内容及び復旧方法

被災箇所	被災内容	復旧方法等	備考	
		① 方法 ② 材料 ③ 考え方	写真	
			全体工事費	千円
			補助対象経費	千円
		① 方法 ② 材料 ③ 考え方	写真	
			全体工事費	千円
			補助対象経費	千円
		① 方法 ② 材料 ③ 考え方	写真	
			全体工事費	千円
			補助対象経費	千円

様式第3号（第7条、第9条関係）

令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援
補助金収支予算（決算）書

年 月 日

申請者 所在地
自治会名
代表者（役職・氏名）

1 収入の部

内 訳	金 額 (円)	備 考
計		

2 支出の部

[illegible]

様式第 4 号（第 8 条関係）

氷見市指令 第 号

令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域コ
ミュニティ施設等再建支援補助金については、令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域
コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により下記のとおり交付
を決定したので通知します。

年 月 日

氷見市長

記

交付決定額

円

年 月 日

様

氷見市長

令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援
補助金審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域コ
ミュニティ施設等再建支援補助金について、内容を審査した結果、下記の理由により不交
付と決定したので通知します。

記

理由

様式第6号（第9条関係）

令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援
補助金実績報告書

令和 年 月 日

氷見市長 あて

申請者 所在地
自治会名
代表者(役職・氏名) (印)

令和6年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱
第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 補助対象事業費 | 円 |
| 2 | 交付決定の額 | 円 |
| 3 | その他の添付書類 | |
| | (1) 工事の実施を証する書類（契約書、請求書など） | |
| | (2) 収支決算書（様式第3号を準用） | |
| | (3) 支払を証する書類の写し（領収書写し及び明細が確認できるもの） | |
| | (4) 工事完了後の写真 | |
| | (5) その他、市長が必要と認める書類 | |

様式第 7 号（第 1 0 条関係）
氷見市指令 第 号

令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金
交付確定通知書

年 月 日付け氷見市指令 第 号で交付決定した令和 6 年能登半島地震に
かかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金については、令和 6 年能登半島地震
にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定に
より下記のとおり額を確定したので通知します。

年 月 日

氷見市長

記

補助金額 円

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

氷見市長 あて

所在地

自治会名

代表者（役職・氏名） (印)

令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援
補助金請求書

令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金と
して、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

フリガナ	
口座名義	
金融機関名	農協 銀行 店 金庫
口座種別 口座番号	

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金領収書写しの提出に
関する誓約書

年 月 日

氷見市長 あて

申請者 所在地
自治会名
代表者（役職・氏名） (印)

(署名又は記名押印)

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知が
あった「氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金」の実績報告に際し、
その事業費の支払いを証する費用領収書については、補助金の交付を受けた後
に支払いを予定している事情から、現時点では提出することができません。

つきましては、補助金交付後 1 5 日以内に支払いを行い、遅滞なく費用領収
書を提出することを誓約しますので、何卒よろしくお願いいたします。

年 月 日

氷見市長 あて

申請者 所在地
自治会名
代表者（役職・氏名） (印)

令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援
事業計画変更申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった
事業について、下記のとおり計画を変更したいので、令和 6 年能登半島地震にかか
る氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に
より関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画変更の理由
- 2 事業計画変更の内容
- 3 添付書類

様式第 11 号（第 13 条関係）
氷見市指令 第 号

令和 6 年能登半島地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援
補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け氷見市指令 第 号で交付の決定があった令和 6 年能登半島
地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金について、令和 6 年能登半島
地震にかかる氷見市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規
定により、下記のとおり取り消し・変更したので通知します。

年 月 日

氷見市長

記

1 補助金の額 円

2 取り消し・変更の理由